

会則

ツルオカオウジの会 会則

2016年3月制定
2025年9月改定

第1条（名称）

本会の名称は「ツルオカオウジの会」とする。

第2条（目的）

本会はツルオカオウジ号が天寿を全うするまで幸福に暮らせるようサポートするための会である。

第3条（事務局）

事務局は、北海道夕張郡長沼町東8線北2番地「引退馬ネット」事務局内に置く。

第4条（運営）

本会の代表は発起人の梶原晴美が務める。
運営の一部を引退馬ネットに委託する。

第5条（所有権）

ツルオカオウジの所有権は本会に帰属する。

第6条（馬の管理）

ツルオカオウジの管理は預託先の施設が行う。

第7条（会員および会費）

本会は第2条（目的）のために協力する会員によって構成される。

- ・会員はツルオカオウジの繋養と会の運営にかかる経費を会費として負担する。
- ・会費は月額で一口2000円とする。複数口も可で、2口目は半口1000円から受け付ける。口数の変更、半年払い・年払いも可能である。
- ・会費は会員の指定口座からの引き落としとする。
- ・一旦納入された会費の返還は行わない。
- ・会の円滑な運営のため、会費の増減、休会、退会の希望は事務局に事前に連絡する。
- ・申し出のないまま会費の納入が3ヶ月間滞った場合、会員資格を喪失するものとする。
- ・休会は1年間を限度とする。その後は条件を満たせば賛助会員への移行も可能である。

※賛助会員について

正会員として2年以上（休会期間を除く）経過した会員が継続が難しい場合に選択できる。会費は不要。ただし年2回の季節の挨拶ハガキの送付のみで、ツルオカオウジの近況報告や緊急連絡は対象外とする。また、見学は代表の許可を必要とする。なお、正会員への復帰も可能である。

・預託先の訪問については会の取り決めに従う。現地ではスタッフの指示に従い、牧場見学のルールを守ること。会員および同行者に生じた事故については本会および預託施設は責任を負わない。また、会員が施設に与えた損害について本会は責任を負わない。

第8条（解散）

本会はツルオカオウジが馬生を終え、事後処理が済んだ時点で解散とする。

余剰金があるときには引退馬ネット基金に寄付し、他の馬の余生に役立てるものとする。

以上